

平成十一年通商産業省令第十号

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（所持の許可の申請）

第二条 法第五条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二 申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法第六条第四号の経済産業省令で定める者）

第二条の二 法第六条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により対人地雷の所持を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請）

第三条 法第八条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第四条 法第八条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（廃棄の届出）

第五条 法第十一条第二項の規定により届出をしようとする者は、廃棄をしようとする日の三日前までに、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（引渡しの届出）

第六条 法第十一条第三項の規定により届出をしようとする者は、遅滞なく、様式第五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第七条 法第十三条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

二 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八による書面及び戸籍謄本

三 法第十三条第一項の規定により合併によつて許可所持者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

（所持の届出）

第八条 法第十四条の規定により届出をしようとする者は、遅滞なく、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項）

第九条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 所持する対人地雷の型式及び数量
二 所持する対人地雷の数量が増減した場合の理由及び年月日並びに増減した対人地雷の型式及び数量

2 法第十五条第二項の規定による第一項の帳簿保存期間は、記載の日から五年間とする。

（報告）

第十条 法第五条の規定による許可所持者は、前条の記載事項を四半期ごとに集計したものを、当該四半期経過後五十日以内に、経済産業大臣に報告しなければならない。

（電磁的方法による記録）

第十一条 第九条各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第十五条第一項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するように努めなければならない。

（国際連合事務総長の指定する者の検査等への立会いの証明書）

第十二条 法第十六条第一項の規定により国際連合事務総長の指定する者の検査等に立ち会う職員が携帯する同条第三項の証明書は、様式第十によるものとする。

（立入検査の証明書）

第十三条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第十八条第二項の証明書は、様式第十一によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。

- 一 第二条の申請書
- 二 第三条の申請書
- 三 第四条の申請書
- 四 第五条の申請書
- 五 第六条の申請書
- 六 第七条の申請書
- 七 第八条の申請書

（電子情報処理組織による手続の特例）

第十八条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一 法第十一条第二項の規定による経済産業大臣への廃棄の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な廃棄届出様式に記録すべき事項

二 法第十一条第三項の規定による経済産業大臣への引渡しの届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な引渡し届出様式に記録すべき事項

三 法第十四条の規定による経済産業大臣への所持の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な所持届出様式に記録すべき事項

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十一年三月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から三日を経過するまでの間に対人地雷を廃棄しようとする者は、第五条の届出書を当該施行の日に提出しなければならない。

附 則 (平成二十二年一月三日通商産業省令第二二一号)

この省令は、平成二十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二十六日経済産業省令第二四一号)

この省令は、平成二十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第十七条の次に一条を加える改正規定(第十八条第五項第二号に係る部分に限る。)は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月三日経済産業省令第九号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則 (平成二十七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年十二月一日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二十八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年二月二十八日経済産業省令第六三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1(第2条関係)

様式第1 (第2条関係) (平成22年1月3日通商産業省令第221号(一部改正))

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第8条第1項の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

変更しようとする対人地雷の様式及びその数量	
変更の目的	
変更の方法	
所持の開始及び終了予定年月日	
所持する所持者名	
所持する対人地雷の数量	
所持の住所を有する土地の所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(第3条関係)

様式第2 (第3条関係) (平成22年2月17日経済産業省令第17号(一部改正))

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第8条第1項の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号	
変更事項	
変更内容	新
	旧
変更年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第4条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

変 更 届 出 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第8条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る許可の番号	
変更事項	
変更内容	新 旧
変更年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4 (第5条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

廃 棄 届 出 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第11条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

所持許可番号	
廃棄しようとする対人地雷の型式及びその数量	
廃棄の方法	
廃棄予定年月日(期間)	
廃棄予定場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5 (第6条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

引渡し届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第11条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

所持許可番号	
引き渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
引き渡した対人地雷の型式及びその数量	
引き渡した年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6 (第7条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

許可所持者地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第13条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
承継の年月日	
承継に係る許可の番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7 (第7条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

許可所持者相続同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名
住所

次のとおり許可所持者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第5条第1項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可所持者の地位を承継する者として選定された者の氏名	
許可所持者の地位を承継する者として選定された者の住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 証明書は、許可所持者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第8 (第7条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

許可所持者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名
住所

次のとおり許可所持者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第5条第1項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可番号	
許可所持者の地位を承継した者の氏名	
許可所持者の地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第9 (第8条関係) (平12通産令221・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

所持届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第14条の規定により次のとおり届け出ます。

所持許可番号又は輸入承認番号	
所持した対人地雷の型式及びその数量	
所持の目的	
所持の方法	
所持の開始及び終了予定年月日	
所持する間保管する場所	
所持する対人地雷の入手元	
所持の目的を終了した際の廃棄方法の予定又は引渡し先の予定	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10 (第12条関係) (平12通産令221・令元経産令17・一部改正)
(表 面)

第 号	
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第16条第3項の規定による国際連合事務総長の指定する者の検査等立会い証明書 (I D C A R D)	
MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM	
官職及び氏名 (NAME)	
写 真	年 月 日 生 (DATE of BIRTH)
	年 月 日 発行 (DATE of ISSUE)
押 出 ス タ ン プ	発行者 図

(裏 面)

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜粋

第16条 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するその職員及び経済産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 第1項の規定により検査又は質問に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

様式第11(第13条関係) (平12通産令221・令元経産令17・一部改正)
(表 面)

		第 号	
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第18条第2項の規定による立入検査証			
写 真	押出 ス タ ンプ	官職及び氏名	
		年 月 日 生	年 月 日 発行
		発行者 図	

(裏 面)

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜すい

第18条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は事業者等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とすること。